

令和2年4月

# 上天草市農業委員会會議録

令和2年4月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

# 令和2年4月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和2年4月10日  
午後3時00分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

## 1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第8 報告第1号 形状変更届の受理について
- 日程第9 報告第2号 利用権設定合意解約について
- 日程第10 その他

## 2. 本日の出席委員は次のとおりである。（11名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治佳	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	7番 岩崎 國重
8番 源 義通	9番 松本 光義	10番 森 和敏	

（事務局）

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

開会 午後3時00分

## 1 開会

事務局（徳弘）

ただいまより、令和2年4月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日、農業委員全員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

今年度最初の総会ですので、ここで当初の予算について概略を申し上げておきます。

市全体の一般会計予算が、歳入歳出それぞれ182億1,900万円、これが3月の議会で成立しております。農業委員会関係は、そのうち3,252万6,000円となっております。我々事務局職員等の給料のほか、委員さん方や会計年度任用職員の報酬が1,101万2,000円、それと費用弁償84万4,000円、利用状況調査で使う図面の作成等の委託料として206万3,000円等となっております。昨年からあまり大きくは変わっておりません。以上、ご報告をしておきます。

では、上天草市農業委員会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

それでは皆さん方、改めましてこんにちは。

一同

（こんにちは。）

議長（西岡）

本日は、令和2年度の第1回総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、ここに農業委員、最適化推進委員がともに集まりまして総会が開催できることを、厚く御礼を申し上げたいと思います。

私たち農業委員会も平成28年に新農業委員会法が改正されまして、2期目を迎えるわけでございます。先般、市長のほうから、農業委員11名に辞令交付があり

ました。そして本日、12名の最適化推進委員の皆さん方に委嘱状を交付したわけでございます。委員の皆さん方には、それぞれお仕事をお持ちの中で農業委員会活動に頑張っていただくわけでございます。ご多忙の中でご協力いただくわけでございますけれども、どうかひとつよろしくお願ひをいたします。

また、私も4期目の会長を仰せつかったわけでございます。蓮田職務代理者とともに頑張ってまいりますので、どうぞよろしくご協力いただきますようにお願いを申し上げます。

また、事務局のほうも新進気鋭の新しい職員が入られ、局長と4人体制で頑張つていかれるわけでございます。私たちもこの厳しい上天草市の農地の状況を見ると、本当に二千何百町ある農地の50%以上が耕作放棄地という厳しい状況の中で、農業委員として、どうやってこの上天草市の農地を守っていくのか、大変苦労が多い今後の活動ではなかろうかと思っております。どうかひとつ、今後とも農業委員、そして最適化推進委員、事務局が三位一体となって、今後この厳しい農業情勢の中ですが、我々は農地法の番人として頑張っていかなければならないんじやなからうかと思っております。今後とも皆さん方とともに、一緒にこの上天草市の農業委員会活動のために一緒に頑張っていきたい、そのような思いでご挨拶させていただきます。

どうぞ今後ともよろしくお願ひを申し上げます。

### 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡） 議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、1番、蓮田委員、2番、松岡委員、よろしくお願ひいたします。

### 4 議事

#### 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡） それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。  
申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□□△△△△番△、地目は田、面積667m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2~3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1.5kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田4, 675m<sup>2</sup>、畠1万2, 925m<sup>2</sup>、合計1万7, 600m<sup>2</sup>、稼動力は3、農機具等は、トラクター1、マルチカー1、軽トラック1、田植機1、データー1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギやミニトマトなどを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい。6番、磯田が説明します。さのうはお疲れさまでした。

申請人は野菜の専業農家でありまして、主にタマネギ、キュウリ、レタスなどを栽培しておられます。今回この土地を買ってくれないか、という譲渡人からの依頼があり、最初土地の価格が折り合わずちょっと難航したようですがれども、間に親戚の方が入って現在の価格に落ち着いたようございます。

譲渡人は現在市外に住んでおられまして、こちらに帰ってくる意志がないということで、今回の申請になったようです。今後は、野菜、主にタマネギの苗床として活用していきたいということです。画面にもありますとおり、これはタマネギを作付け、収穫されたあのマルチを剥いた時の様子です。よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい。ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塙田）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□△△△△番、地目は田、面積50.9m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は

4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約2.3kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田3, 936m<sup>2</sup>、畑4, 139m<sup>2</sup>、合計8, 072m<sup>2</sup>、稼動力は3、農機具等は、耕運機1、軽トラック1、消毒機1、草刈機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で3分程度で、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件4.0aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作するとのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギや大根などを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上になります。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内） きのうはお疲れさまでした。推進委員の山内が説明いたします。

譲渡人は母親ですが高齢で、元気なうちに贈与したいということです。このあとは大根やタマネギを栽培したいということでした。審議よろしくお願ひいたします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。

2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積16.6m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約16.2kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田3, 674m<sup>2</sup>、畑481m<sup>2</sup>、合計4, 155m<sup>2</sup>、稼動力は1、農機具等は、トラクター1、コンバイン1、管理機1、乾燥機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、野菜を栽培予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。

補足説明といたしまして、10年ほど前から申請人が耕作をしていた農地で、今回売買が成立したことです。なお、分譲前から農地の一部が舗装され駐車場として利用されていましたので、きのうの現地確認において、速やかに4条転用申請を行うように指導を行いました。説明は以上になります。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9番（松本）

1号の3番について説明をいたします。きのうの現地確認、本当にご苦労さまでした。今、事務局より説明がありましたとおり、もう早く変えるようということで相談をされていたんですけども、なかなかできなかつたという部分がありました。今回旦那さんが亡くなられて、息子さんも市外におられますので、農業はもうできないという状況下の中で売買が成立したということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は、熊本市中央区の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町高戸地

区□□△△△番、地目は畑、面積10.3m<sup>2</sup>です。申請場所は、図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南南西の方向、約2.1.4kmのあたりに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地はないため地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水はなく、排水については、雨水は既設側溝及び水路へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま利用するため、近傍農地への影響はないということです。

補足説明といたしまして、申請地は既に工事が完了していたため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山崎）

はい。きのうはお疲れさまでした。議案第2号の1番について、推進委員の山崎が説明します。

場所は龍ヶ岳町高戸になります。図面の8～9ページをご覧ください。龍ヶ岳町○○○○○○の門の左側の10ぐらいの畑です。理由として駐車場が確保できず、住宅の隣接していた畑を駐車場として利用するためということでした。平成23年ごろ△△△△番の畑を埋め立てて駐車場として利用していました、と。事前着工ではございますが、今後このようなことがないように十分注意します、と始末書を提出されています。どうぞご審議よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第2号の1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

### 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。議案第3号、番号1番です。議案は6ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番△△、地目は畑、面積407m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.5kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅及び通路で、事業資金は建築費△△△△万円、雑費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況ですが、隣接する農地所有者及び地区の排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は既設の側溝へ流し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、既設の側溝へ流すとのことです。被害防除については、土砂の流出等がないよう防止対策を取り、周辺地域に被害がおよばないようにするとのことです。また、工事完了後は、近隣農地への影響もほとんどないとのことです。

補足説明といたしまして、進入路の両側は農地としてそのまま残るため、今後も草刈り等の管理を行っていただくことを立ち会いの代理人に伝えました。また、住宅建設場所の背後が8m程度の切土の壁となっておりましたので、住宅建設にあたっては安全に留意したほうがいいのではないかと思うか、というアドバイスを代理人に行いました。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明します。詳しい内容は今、事務局のほうからありましたけれども、申請人と土地の所有者とは親子関係にありますて、現在は一緒に暮らしていらっしゃるそうです。将来のことを考えて、今回独立しようと思われたようです。

図面の11ページをご覧いただくとわかりますように、ちょっと見れば足の形をしたような爪先ぐらいのところから市道になります。市道から中はずっと入っていた奥が今回住宅を予定されている農地です。市道から通路を通って住宅予定地となり、周りが農地としてそのまま残っていく感じです。かなり離れたところに畠がありますけれども、ほとんど農作物への影響はないと思われます。以上です。よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

3番（山口）	言いたいこともあるけれど。
議長（西岡）	あのですね、（画面の）これは全部平地です。この黄色いところは全部。この黄色い平地の中で青色のところが宅地になるわけですが、先ほど担当委員から説明があったように、爪先のほうが進入路になって、地番を書いてあるほうに家が建つそうです。それで面積がですね、一般住宅は500m <sup>2</sup> ということがありますので、この全部を転用するわけにはいかないわけです。それでこの真ん中だけを宅地に転用するということです。
3番（山口）	分筆してこの形にしてありますか。
事務局（徳弘）	はい。
9番（松本）	手前ばっかりではできなかつたわけですね。
議長（西岡）	足の爪先のような形になつてているところには狭いものですから家が建たないわけです。それで、進入路を造つて奥のはうに家を建てると。
4番（水野）	崖。あそこにですか。
議長（西岡）	周りにはまだ農地が残るわけです。
事務局（徳弘）	（画面の）爪先の先がこの辺になるんですけれども、道路との段差があるので、ここがこの幅で通路がこうきているわけですね。その爪先の先のところが市道との連絡になつていて、ここに入り口、通路を造つて、通路の幅で取つていってここに家を建設するという図面になつています。
4番（水野）	そこってもともとこのような感じなんでしょうか。
議長（西岡）	建設予定地と下の市道というのは、段差が10mあります。
8番（源）	これは緑の部分（今回の転用申請）が407m <sup>2</sup> ですか。
事務局（徳弘）	はい。 さつき、ご質問があつた崖の件ですが、ここがちょっと削つてあるんですけども、ここから採つた土が、このカーブのここの埋め土に使つてあると。
事務局（塩田）	家があるところです。

- 1番（蓮田） 今の本宅ですね。
- 事務局（徳弘） なので、ずっと山のようになっているんですけども、この部分削った泥がどれくらい前かわからないですけども、ここ埋め土になっています。
- 8番（源） 転用はいいでしょうけれども、残ったところはそのまま耕作放棄地じゃないのかな、地目は畑だけど、現在も休耕地でしょう。
- 議長（西岡） 今の持ち主、譲渡人がそこを耕作してくれればいいわけですね。
- 3番（山口） もしかして傾斜になって法面が残ってこうなっているのかなと思いました。
- 議長（西岡） （図面の）黄色いところは全部平地です。
- 8番（源） それは何か勝手な言い方ですが、右側の半分ぐらいではできないのですか。全部道路に面しているんでしょう。
- 議長（西岡） その爪先になっているとこだけが道路に面しています。私たちの審議はこの土地が転用して良いか否かの問題ですから。周りの農地は農地でまた管理はされるでしょうから。
- 4番（水野） 一軒家ですか。周りに家はないんですか。
- 議長（西岡） 道路の下にあります。この家と申請地までは10mの段差があります。
- 3番（山口） 地元委員が良いと思われるなら賛成します。
- （「そうですね」と呼ぶ者あり）
- 3番（山口） わからないですからね、やっぱり地元委員でないと。
- 9番（松本） 耕作放棄地でしたか。
- 議長（西岡） 耕作していませんが、荒れているというわけでもありません。
- 9番（松本） 地元の委員さんは苦労するけれども、あの両方に空いている農地の部分の管理については、やっぱり指摘をしながらいかないと。許可をしないという意味じゃな

くて、そこのところの農地を、何かの形で利用はしなくても管理だけはしてもらいうるな感じにしておかないと。

(「家庭菜園にするとかですね」と呼ぶ者あり)

議長（西岡）

昔は段々畠だったと思います。それを切り取って下段の宅地に埋めているものですから、岩だけ残っている。そのままでは耕作するような状態じゃないです。ただ昔が農地としてあったものですから、今も農地になっているわけです。

8番（源）

全部で何m<sup>2</sup>ですか。

事務局（徳弘）

分筆前は倍くらいあります。1,000m<sup>2</sup>くらいあります。

8番（源）

もう既に分筆してあるわけですね。

事務局（徳弘）

はい、分筆済みです。

議長（西岡）

いろいろと意見が出ておりますけれどもいかがですか。

9番（松本）

あとの管理さえしてもらえばですね。

議長（西岡）

それでは磯田委員、残りの農地については、適正に管理するようなご指導をお願いします。

6番（磯田）

はい、伝えておきます。

議長（西岡）

それではよろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

それでは承認することに決定いたします。

それでは、議案第3号の2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（徳弘）

はい。議案第3号、番号2番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番、地目は畠、面積148m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約2.4kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は通路で、事業資金は、既に工事が完了しているためありません。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水ではなく、排水については、雨水は自然排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま利用するため、近傍農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、申請地は既に工事が完了していたため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内） 推進委員の山内が説明いたします。申請地は、親の代からミカン等を作られており、申請地の下には田んぼがあります。毎年水が足りなくてミカンの木を抜いて水槽と通路を造られたそうです。平成8年前後、地籍調査で他人の土地と判明しました。今回譲渡人から売買の相談があり、始末書も提出されています。よろしくお願ひします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問、ご意見ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（徳弘） はい。議案第3号、番号3番です。議案は同じく6ページになります。

申請人は、松島町の法人です。申請地の物件表示は、松島町内野河内地区字□□△△△△番以外1筆、地目は田、合計2筆、合計面積2,985m<sup>2</sup>です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約1.4kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は公園で、事業資金は、土地購入費△△万円、建築費△△△△△万円、合計△△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農

業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地は譲渡人の所有する農地のため、地区の排水同意書のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は側溝を設置し、既設水路へ排水、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、盛土などは最小限にとどめ、土地の流出を防止し、近隣農地及び河川に影響のないようにするということです。完成後も近傍農地への影響もなく、万一争議が生じた場合には、申請人が誠意を持って対応することです。

補足説明といたしまして、前回許可を行った駐車場への転用部分の完了届が未提出であるため、速やかに完了届を提出していただくよう指導を行いました。説明は以上です。

議長（西岡） はい。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（大西） 推進委員の大西から説明いたします。きのうの現地確認お疲れさまでした。現場は今、内野河内のほうに大仏を造られておりますが、その駐車場の隣に今度公園等を造るために拡張されるものです。今、事務局から説明があったとおりですので、特に補足説明はありません。以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） 異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡） それでは、続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について。農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定するために審議を求めますということで、1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第4号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。議案は7ページから14ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が4件、新規設定の計画が9件となっております。

はじめに、議案8ページ番号1番から議案9ページ番号4番の再設定の計画は、内容については議案のとおりで、番号1番及び2番については、利用目的、借地設定期間及び支払方法等については、前回の集積計画から変更等はありませんでした。

番号3番及び番号4番については、支払方法のみ、現金支払いから10a当たり30kgの物納へ変更となっています。

次に、新規設定の計画について説明いたします。

議案10ページ、番号5番、土地の所在、松島町内野河内字□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は田2筆、合計面積は5, 549m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は、水田、支払いは10a当たり△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和2年5月1日から令和7年4月30日までの5年間です。

次に、番号6番、土地の所在、大矢野町湯島字□□、地番△△△△番△外1筆、登記簿地目は畑2筆、合計面積は1, 301m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。利用目的は普通畑、支払いは全体で△万円です。設定期間は、令和2年5月1日から令和17年4月30日までの15年間です。

次に番号7番、土地の所在、大矢野町上字□□□、地番△△△△番△外4筆、登記簿地目は畑5筆、合計面積は7, 389m<sup>2</sup>です。貸付人は市外の個人の方です。借受人は大矢野町の個人の方です。利用目的は果樹園、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間です。

次に、番号8番及び9番は、借受人、利用目的、借地設定期間及び支払方法等が同じため、ともに説明します。土地の所在、大矢野町中字□□、地番△△△番△外2筆、松島町合津字□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は畑3筆、田2筆、合計面積は1, 732m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方1名、松島町の個人の方1名です。借受人は松島町の個人の方です。利用目的は普通畑、支払いは10aあたり△△△△円です。設定期間は、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの1年間です。

次に、番号10番、土地の所在、松島町今泉字□□□、地番△△△△番△外8筆、登記簿地目は田9筆、合計面積は1, 381m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は、水田、支払いは10a当たり30kgの物納です。設定期間は、令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間です。

次に、番号11番、土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番△△、登記簿地目は田1筆、面積は820m<sup>2</sup>です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。利用目的は水田、借賃は無償のためありません。設定期間は、令和2年5月1日から令和12年4月30日までの10年間です。

次に、番号12番、土地の所在、松島町今泉字□□□、地番△△△△番△外1筆、

登記簿地目は田2筆、合計面積は1,936m<sup>2</sup>です。貸付人は市外の個人の方です。借受人は松島町の個人の方です。利用目的は水田、支払いは10a当たり30kgの物納です。設定期間は、令和2年5月1日から令和11年4月30日までの9年間です。

最後に、番号13番、土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△△番、登記簿地目は畑1筆、面積は2,204m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人は熊本県農業公社です。利用目的は普通畑、支払いは10a当たり△万△△△△円の口座振込です。設定期間は、令和2年6月1日から令和7年5月31日までの5年間です。

利用権の設定をする人13名、利用権の設定を受ける人7名、利用権設定面積合計は3万842.98m<sup>2</sup>となっております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続いて、議案第4号農地利用集積計画（案）売買関係について説明いたします。今回は2件の申請がありました。

まず1件目、議案は15ページになります。所有権の移転を受ける者は、大矢野町の個人の方です。所有権の移転をする者は、熊本県農業公社です。所有権を移転する土地の所在は、大矢野町中地区字□□△△△△△番△、地目は田、面積2,305m<sup>2</sup>、利用目的は水田で、10a当たりの単価は、△△万△△△△円、対価は△△△万△△△△円です。所有権移転時期及び引渡時期は、令和2年4月25日、対価支払期限は、令和2年9月3日です。対価支払方法は口座振込、利用権等の種類は所有権移転で、利用権設定等促進事業の実施により成立する所有権移転に係る当事者の法律関係は売買になります。

次に、2件目、議案は16ページになります。所有権の移転を受ける者は、大矢野町の個人の方です。所有権の移転をする者は、熊本県農業公社です。所有権を移転する土地の所在は、大矢野町中地区字□□△△△△△番△、地目は畑、面積1,899m<sup>2</sup>、利用目的は普通畑で、10a当たりの単価は、△△万△△△△円、対価は△△△万△△△△円です。所有権移転時期及び引渡時期は、令和2年4月25日、対価支払期限は、令和2年9月3日です。対価支払方法は口座振込、利用権等の種類は所有権移転で、利用権設定等促進事業の実施により成立する所有権移転に係る当事者の法律関係は売買になります。説明は以上になります。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号の農用地利用集積計画（案）の説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

9番（松本）

異議があるというのではないですけども、非常に面積的にも大分この農用地利用集積計画の案で出ているんですけど、まとめてこういうことをしていただくというのは、非常に本人もご苦労をされているかなあと思いますけど、ご苦労されている

	わりには御自身の田は大分荒れているようだが、ここはどうですか。
8番（源）	農地の集積で出されるわりにはですね、自分の土地は荒れて。過去にもあったんですね、利用権設定して借り受けたけど、元の地主が困るというまで荒れさせて、そして片づけてくれと言ってもなかなか片づけず、何年かかかってやっと片づけた事例があるんです。そういうふうなところがこうして申請があがっているのは、はいそうですか、と認めていいものかとは思います。
議長（西岡）	地元の農業委員さんたちにここで説明をしてもらわないと、私たちは全然わからないわけですから。
8番（源）	これはどういう経過でここにあがってきたのか。最適化推進委員が知っているかわからないけれど、私は知らないんですね。
推進委員（柳本）	これは再設定を持ってこられたものです。
8番（源）	再設定はわかるけれども新規も増えているのは、
推進委員（柳本）	新規も持ってこられました。
8番（源）	だから、最適化推進委員が勧めたのかどうかです。
推進委員（柳本）	いいえ勧めてはいません。うちに持つてこられたのでそれを持ってきました。
議長（西岡）	申請人が申請してくださいと來たので推進委員が持つてこられた、ということですね。
9番（松本）	そしたらわかります。わかるけれども、持つてこられた書類を「できない」と断るわけにはいかない。
推進委員（柳本）	源委員が言われるように言いたいけど、そこまで言えばあれかなと思って。 (「言えないですね」と呼ぶ者あり)
9番（松本）	結局、家の前だろうが何だろうが各箇所にハウスも建てているけれども、台風で壊れてもそのまま、破れたまま放ったらかしておいて、また集積をする。「頑張ります」という気持ちはわかりますが、本当にその中身がはっきりしていかれるのかなと思うわけです。今の状況を見るならですね。

推進委員（柳本）	前の分がそのままになっているから。
議長（西岡）	「地元の担当委員が無理と言っているのでダメですよ」と否決はできないでしょう。
9番（松本）	そうですね。否決はできないでしょうけれども、状況の把握はしておいてくださいということです。何もこれを許可しないとか言うわけではないから、耕作してくだされば幸いなことですからね、これは一番いいことですから。
2番（松岡）	以前借りているのもそのままですよね。返さずそのまま放棄地のようになっているから。それである程度苦情が入っている。
9番（松本）	だから「そういう状況ですよ」ということでここで把握をしていただいていいんじゃないですか。頑張ってくれるなら農業委員会として嬉しいことなので。
3番（山口）	借主にきちんと支払いはされていますか。それが済んでいるならいいのではないか。
9番（松本）	それは滞っていないでしょう。支払われているでしょうね。
3番（山口）	きちんと支払いが済んでいっていれば何ということはないと思いますが。
9番（松本）	現状はそういう状況です。
議長（西岡）	そういった時の委員会としての対処方法ですが。
10番（森）	状況をどうやって確認するのかですね。
事務局（徳弘）	利用権の設定期間が3年とか5年とか10年とかあって、年間で物納とか現金とかありますけれども、そこは借主と貸主の間で支払われて滞りがない以上は、貸主としては、変な言い方でけれども、入ってくるものはちゃんと入ってきてるよ、ということになると、あとは借りた人がどうするか。例えば、去年借りたところよりも今年借りたところのほうが収益が上がる土地だ、などあった場合、去年借りたところは支払いはするけれども、もう作らないという選択をされたときに、農業委員会としてどう指導するのか。荒れないように革刈りはしてください、というのか、借りた以上はちゃんと収益が低くても作ったほうがいいですよ、という指導になるのか。

ただ、借主と貸主の間でのトラブルはこちらには入ってはいない、というところではあります。

9番（松本） はい、ご無礼しました。今の話は私が撤回します。

議長（西岡） それでは、（今までの話は）状況報告ということでいいですか。

9番（松本） はい、わかりました。

議長（西岡） ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ほかに何かございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、議案第4号の農地利用集積計画（案）につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第5号 非農地通知交付申請について

議長（西岡） それでは続きまして、議案第5号非農地通知交付申請について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第5号、番号1番です。議案は18ページになります。

申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番外1筆、地目は畑、合計2筆、合計面積412m<sup>2</sup>です。

今回の申請場所は、図面1ページ⑧、詳細は16～18ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約2kmのあたりに位置しております。申請地については画面のとおりです。雑木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田） 6番、磯田です。写真を見ていただくとわかりますように、申請人は酪農を営まれている方で、機械も大型化されており、ちょっと面積的に197m<sup>2</sup>とか215m<sup>2</sup>、とても機械の入れるような状況じゃなく、以前は作られていたようですけれども、ここ10年か20年か荒れたような状態ですので、よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第5号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

異議なしということでございますので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 報告第1号 形状変更届について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号農地形状変更届の受理について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号、番号1番です。議案は19ページになります。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□△△△△番、地目は畑、面積618m<sup>2</sup>です。今回の届出理由は、隣接する市有地において道路が新設されることに伴い、当該農地に雨水が溜まりやすくなり農地として機能しなくなるため道路の高さまで嵩上げを行うものです。嵩上げ後はタマネギを作付け予定とのことです。作付け開始予定は、令和2年11月からとのことです。また、隣接する農地はないため、地区的排水同意書のみ確認しております。また届出地は既に嵩上げが完了していたため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

報告第1号の1番につきまして、源から説明申し上げます。

今、画面を見ていただいたとおりであります、この手前側にですね、市が道路を造ったことにより、当該地がくぼみになってため池状況になるということで、道路を造るために削った土を入れて嵩上げをしたということです。4年から5年ぐらい前まではこの畑はおばあさんが耕作をされておりました。ただ、里道しかなく、タヌキも通らないような道路しかありませんので耕作をやめておられましたが、今度は道路から取り付けがすぐできましたので、耕作をされると思いますのでよろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけど、何かご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

それでは、ただいまの件につきましては、報告どおりといたします。

#### 報告第2号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第2号利用権設定合意解約について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい、報告第2号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び報告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告します。

まず、議案の20ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□□、地番△△△△番△外4筆、登記簿地目は畠5筆、合計面積は7,389m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成29年3月1日から令和4年2月28日で、合意解約日は令和2年3月3日です。解約理由は双方合意で、解約後、議案4号番号7番のとおり、新たな借受人へ貸し出されることになります。

次に、番号2番です。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記簿地目は畠1筆、面積は2,491m<sup>2</sup>です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成29年4月1日から令和9年3月31日で、合意解約日は令和2年3月13日です。解約理由は双方合意になります。

この利用権設定については、農地利用集積円滑化事業により、天草農業協同組合を通して貸借権の設定を行っていましたが、双方合意により解約となりました。以上で報告を終わります。

議長（西岡）

ただいま報告第2号の説明がございましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

(なし の声あり)

議長（西岡）

何もございませんので、報告どおりといたします。

それでは、皆さん方のご協力をいただきまして、全ての議案審議が終了いたしました。まことにご協力ありがとうございました。

なお、後ほど事務局のほうからその他で説明がございますので、よろしくお願ひ

いたします。

(テープ終了)

その他

(最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会)

---

閉会 午後4時15分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年4月10日

上天草市農業委員会 会長

上天草市農業委員会 委員

上天草市農業委員会 委員

西園光雄

連田治介

松岡健二郎